

## 令和3年度第2回市川市幼児教育振興審議会 会議録

- 1 開催日時 令和3年10月12日（火）午前10時00分から午前11時30分
- 2 場 所 市川市八幡1丁目1番1号  
市川市役所第1庁舎5階 第4委員会室  
(Web会議システムを利用したオンライン会議)
- 3 出席者 (敬称略)
  - (1) 会長 高尾 公矢
  - (2) 副会長 駒 久美子
  - (3) 委員 吉田 英生  
石原 みさ子  
緑谷 一樹  
松尾 裕美  
川久保 葉子  
宮下 朱由美  
村上 律子  
関根 純子  
渡邊 真理子  
佐藤 明子  
佐々木 孝子
  - (4) 事務局 松丸 多一 (教育次長)  
永田 治 (生涯学習部長)  
吉田 一弘 (生涯学習部次長)  
小倉 貴志 (学校教育部長)  
新部 操 (学校教育部次長)  
佐原 達雄 (学校教育部学校建設担当参事)  
町田 茂幸 (教育総務課長)  
須志原 みゆき (教育総務課主幹)  
岩瀬 絢子 (教育総務課副主幹)  
三河 崇邦 (教育総務課副主幹)  
滝口 陽子 (教育総務課主査)  
野口 敏樹 (指導課長)  
小谷 春晃 (指導課主査)  
利根川 美恵 (指導課主任)  
横田 裕子 (指導課主任)  
小籠 宏 (教育センター所長)  
秋本 賢一 (こども政策部次長)  
杉山 育子 (こども家庭支援課長)  
小島 信也 (こども施設入園課長)  
東谷 盛弘 (こども施設入園課主幹)  
水野 智史 (こども施設入園課副主幹)  
藤田 俊雄 (こども施設運営課長)  
藤井 君代 (こども施設運営課副参事)  
大塚 奈保美 (こども施設運営課主幹)  
横山 京子 (こども施設計画課長)

富永 進也（こども施設計画課主幹）

高橋 やす子（発達支援課長）

#### 4 議 題

- (1) 市川市幼児教育基本方針の策定について（調査審議）

#### 5 提出資料

- (1) 次第  
(2) 資料1「市川市幼児教育基本方針」（案）  
(3) 資料2「市川市幼児教育基本方針」（案）ご意見・ご質問一覧

#### 6 会議録

【午前10時00分 開会】

##### ○高尾会長

それでは、ただいまより、令和3年度第2回市川市幼児教育振興審議会を開催いたします。本日は審議会委員13名全員が出席されております。市川市幼児教育振興審議会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

また、市川市審議会等の会議の公開に関する指針第7条に基づき、議題に係る会議を公開するかどうかを決定いたします。事務局にお尋ねします、本日の議題に、同指針第6条に規定する非公開事由はございますか。

##### ○町田教育総務課長

本日の議題は、市川市公文書公開条例等で非公開とはされておられません。また、個人情報などの非公開情報も含まれておりませんことから、同指針第6条に規定する非公開事由には当たるものではございません。以上でございます。

##### ○高尾会長

それでは、本日の議題については、非公開事由はないということですので、会議を公開することとしてよろしいかお諮りいたします。いかがでしょうか。

【異議なし】

##### ○高尾会長

それではご異議なしということで、本議題に関わる会議を公開とすることを決しました。傍聴者の方がいらっしゃいましたら入場をお願いします。

傍聴者なしとのことでございます。

それでは、議題1「市川市幼児教育基本方針の策定について」の調査審議に入らせていただきます。本日の審議の進行でございますが、資料1の「市川市幼児教育基本方針(案)」について、項目ごとにご審議いただきたいと思います。また、事前に委員の皆様からいただきましたご意見、ご質問につきましては、該当する項目についての審議の前に、事務局から説明をお願いします。

それでは、「1 はじめに」より審議を始めます。こちらは事前のご意見はございませんでしたが、いかがでしょうか。もしご意見があればお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、「1 はじめに」については、これでご了解いただいたということとして、進めてまいります。

次に、「2 基本的な考え方」について審議をいたします。委員の皆様よりご意

見がございましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○野口指導課長

1番のご意見について、指導課よりお答えいたします。2ページの10行目、非認知能力の育成の重要性についてご意見をいただきました。社会全体で子どもへの関わりとして実践していくような働きを明記できないかのご意見でございます。このご意見を受けまして、方針案、2ページ22行目、「社会情動的スキル（非認知能力）を社会全体で」というように文言を挿入、追記することといたしました。基本的な考え方の部分は以上です。

○高尾会長

それでは、基本的な考え方について、今、事務局の方から説明がありましたけれども、これについてご意見はございませんでしょうか。非認知能力の育成の重要性についてということで、書き加えたということですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これで「2 基本的な考え方」については、了解をいただけたということで、次に進めてまいります。

次に、「3 基本的な方策(1)小学校教育との円滑な接続」について審議を行います。委員の皆様よりご意見をいただきましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○野口指導課長

指導課です。2番と3番のご意見についてご説明いたします。まず2番でございます。「合同研修会が今年実施される予定でしたが、コロナ禍で中止となり、全くの研修なしとなってしまったので、情報共有できる機会を作って欲しい」とのご意見をいただきました。現状を踏まえまして、オンラインを活用した研修等の実施を、今後の施策に生かし、また、幼児教育を行う施設と小学校との連携がとどまることのないように、今後取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして3番、「小学校に上がるまでの保育状況で具体的にどのような問題が起こっているのでしょうか。個々の能力、保育先によって能力の違いはもちろんあると思います。必要最低限の取組を行った上で就学するという意味では、現状の取組で問題はないと思います」とのご意見をいただいております。現在幼児教育を行う施設の中で、理解され、受け入れられ、温かい人間関係のもとで安定した生活を過ごしていた子どもたちが、その環境から離れて、学校生活が始まると、例えば友達関係、学習形態が変わったことから、新しい生活に不適應を示したり、また不安感を持つことがあります。例えば具体的には、席から立ったり、友達に手が出てしまったり、あるいは大声を出したりするような行動が見られることがあります。指導課からは以上です。

○高尾会長

それでは、「3 基本的な方策(1)小学校教育との円滑な接続」について、事務局から説明がありましたけれども、委員の皆様からのご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「3 基本的な方策(1)小学校教育との円滑な接続」については、これで終わりたいと思います。

次に、「(2)特別な配慮を必要とする幼児への支援」について審議をいたします。

委員の皆様よりご意見やご質問がありましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○野口指導課長

それでは、7番について指導課からお答えいたします。「小学校現場での人的環境が整っているかどうかが不安である」とのご意見でございました。現在小学校においても、ゆとり相談員や、スクールサポートスタッフ、また学校司書、養護教諭など、担任だけではなく、さまざまな職種、教職員が児童にかかわることで、指導、支援を学校全体で行っております。今後も、学校の状況やお子さんの状態に応じて、人的環境の整備は進めてまいりたいと思っております。

○高橋発達支援課長

後段につきましては、発達支援課からお答えをいたします。7番の後段及び8番のご意見、ご質問についてお答えいたします。

まず、7番の後段、「就学前と支援先が変わることが、利用者の不安要素になると思われる」とのご意見でございます。こども発達相談室等、教育センターがシステムでつながったことを基に、お子さんに対する一貫した支援体制の構築に向け、現在検討を進めております。

続きまして、8番のご質問についてですが、ライフサポートファイルに関する調査はこれまで実施しておりませんが、今後さらに活用しやすいものになるように、調査等の実施について、現在検討をしております。以上でございます。

○野口指導課長

では、続きまして9番のご意見にお答えをいたします。「『教育的福祉的視点の両方の視点を助言者が持ち、巡回時等で、適切に指導支援してまいります。』との文言を盛り込めないか」というご提案をいただいております。ご提案のとおり、基本方針案の中に盛り込んでまいります。具体的には4ページの21行目、「今後も」の段落でございます。その3行目、「連携をさらに強化し、教育的視点や福祉的視点からの支援の充実を図っていきます。」との文言を追記いたしました。

続きまして、10番でございます。「そもそも障がいのある幼児というのは、どのように認定されるのでしょうか」とのご質問をいただきました。配慮を必要とする幼児について、障がいの有無を判断することは、非常に難しいものがあります。障がいの有無は医療機関等での医師の診断により判定されることとなります。しかしながら、診断名が出ているかどうかにかかわらず、お子さんの状態に応じて、必要な支援につなげていくことが大切であると考えております。

続きまして11番でございます。「幼稚園の場合、幼児教育相談員を派遣し、保育所の場合は、特別支援教育コーディネーターが巡回指導と書かれていますが、名称に特別とあると敷居が高くなる気がするのですが、同じように幼児教育相談員とは言えないのでしょうか」とのご質問でございます。幼児教育相談員が、幼稚園、保育所を問わず、すべての幼児教育を行う施設を巡回できることが理想でございますが、園の数が大変多いことから、現在では、幼稚園は、主に幼児教育相談員が、保育所は、主に、特別支援教育コーディネーターがそれぞれ役割分担をして、巡回をさせていただいているところでございます。

○高尾会長

それでは「(2)特別な配慮を必要とする幼児への支援」につきまして、特に文章で付け加えた箇所も含めて、ご意見がございましたらお願いしたいと思っております、いかがでしょうか。

○石原委員

はい、石原です。今、高尾会長からご説明がありました、9番の教育的視点、福

祉的視点の両方の視点を盛り込めないかという提案は私からさせていただきました。これはどういう意味かと申しますと、保育園、幼稚園の現場において、先ほどの指導課長のご説明のように、幼稚園に出向いて特別な支援を必要とする子どもの様子を観察して先生方に指導支援を行う方と、保育園に出向いて同じように巡回して助言をされる方が、もともと幼稚園と保育園では違うわけです。それによって、幼稚園はより教育的視点が強くなり、保育園は福祉的視点での助言がメインとなっているのが現状です。そうしますと非常に現場では混乱が生じます。といいますのは教育的視点と福祉的視点が何かというと、教育的視点というのは、基本的には全体の中でその子どもがどうなったらみんなとうまくいくか、という考え方を指すものと私は理解しています。また福祉的視点というのは、集団の中の1人という視点ではなく、その子どもが昨日よりも今日、今日より明日、どういう支援をしていったら、望ましいかという視点です。ですから、指導の支援の場面で、教育的視点に偏ったり福祉的視点に偏った助言をされますと非常に現場が混乱しまして、先生方も、来ていただけたけれどもピンとこなかったとか、かえって混乱したというような声もございます。ここは子どもにとっては幼稚園にいても保育園にいても同じ市川市の子どもたちですので、保育園に行く助言者であっても幼稚園に行く助言者であっても、職種、立場は違いますが、同じ助言者として、両方の視点を持っていただいて適切に両方のバランスをとって支援をしていただきたいということで、ご提案させていただきました。結論としてこのように盛り込まれたことは非常に良かったと思っております。感謝申し上げます。以上です。

○高尾会長

それでは石原委員、文章の追加はこれでよろしいですか。

○石原委員

はい、結構です。

○高尾会長

それではそのようにいたします。「(2)特別な配慮を必要とする幼児への支援」の後半のご意見、ご質問につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○藤田こども施設運営課長

基本方針案の4ページ及び5ページにございます、外国につながる幼児への支援、また医療的ケア児への支援に関する、12番から15番のご意見、ご質問につきまして、こども施設運営課からお答えいたします。まず12番にございます。こちらは、「外国につながる幼児の現場での多言語対応という点について、タブレットの活用等が役立つ」とのご意見でございます。こちらにつきましては、現在民間施設では主に、スマートフォンに無料の翻訳アプリをインストールして活用されている園もあると伺っております。公立保育園の状況をお伝えしますと、現在、希望園に対して翻訳機器を配付しております。また、私立保育園に対しましては、希望園を調査しまして、機器購入費用について、補助金が支出されることとなっておりますので、そうした支援を行っております。今後も引き続き同様の対応をしてまいります。

次に、医療的ケア児に関するご意見でございます。13番14番のご意見については、「医療的ケア児の対応、受入については、体制を整えること、また、研修の実施等が不可欠である」というようなご意見でございます。その中で、「質の向上といった部分、人材育成を基本方針案に盛り込めないか」というご意見もございます。このご意見につきましては、基本方針案の5ページ、「医療的ケア児への支

援」の、段落として3段落目、「今後も」ではじまる部分です。ここの2行目に看護師の配置、というところがございますが、その後、「看護師の配置や、看護師等の質を向上するための研修体制の構築」という文言を追記させていただきました。

次に15番の幼稚園への看護師の配置の今後ということでございますが、こちらにつきましては、今後の申し込み状況を踏まえ、適正な配置を検討してまいります。以上でございます。

○高尾会長

それでは、「(2)特別な配慮を必要とする幼児への支援」について、事務局から説明がありましたけれども、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。特に、医療的ケア児への支援ということで、吉田委員、ご意見、ご質問はございますか。

○吉田委員

吉田です。看護師の配置ということは書いてあるのですが、例えば本当に医療ケアが必要な子どもが入園して対応する場合は、必ず看護師さんいなければいけないのですよね。そうしますと、例えば1人の配置で、その看護師さんもお休みすることもあるでしょうし、なかなか1人いればいいという問題でもないですし、結構大変なことなのではないかと思えます。現実にはできるのですかということ少し思ったのですが。その辺りは具体的にこうしてやっていくとか、そういうところまで決まっているのでしょうか。以上です。

○高尾会長

事務局で具体的に決まっているのかとのことですが、いかがでしょうか。

○藤田こども施設運営課長

こども施設運営課でございます。現在、医療的ケア児を受入れる園につきましては、1施設につき、看護師1名を配置するというところで、今調整をしているところでございます。以上でございます。

○高尾会長

1名を配置するということですが、いかがでしょうか。吉田委員、何かございますか。

○吉田委員

はい、現実問題としてすべての園でできるわけではないでしょうから、そういう子どもを受け入れられるところに、ある程度集中的に人員を配置するとか、そういう形がよいのではないかと思います。1人配置すればいいという問題ではないような気がいたします。その人が、どんなことがあっても、例えば病気をしても、保育園に患者さんといいますかお子さんがいる限りいかなきゃいけないわけですよね。そういうバックアップ体制がないと、看護師さん1人置いたからそれで片づくという問題ではないように思われます。何かその辺りがちょっと、あまり文面からは読み取れないかなと思います。

○高尾会長

今のところは、看護師を1人配置して、ケアしていくということですが、今後どのようにそれを展開していくのか、あるいは体制をさらに強化していくかということについては、今後の課題だというように、今のところは捉えていきたいというように思います。他にご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょ

うか。それでは、「(2)特別な配慮を必要とする幼児への支援」につきましては、これで終了したいと思います。特に文章の追加があった部分については、これ地了解とのご判断をいただいたと理解して進めてまいります。

それでは次に、「(3)家庭・地域における子育て支援」について審議を行います。委員の皆様よりご意見がありましたので、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○野口指導課長

16番について指導課からお答えいたします。文字落ちのご指摘をいただきました。誠に申し訳ございませんでした。6ページの2行目、「家庭・地域おける」の部分ですが、「地域」と「おける」の間に、「に」の文字を追記いたします。脱字がございまして、大変申し訳ございませんでした。

#### ○藤井こども施設運営課副参事

続きまして、こども施設運営課でございます。17番から19番のご意見にお答えいたします。17番では「子育て支援は各園取り組むべき課題と考えるが、園によって取組に差がある。公私垣根を越えて連携することにより、支援の拡充がされると感じる」とのご意見をいただきました。現在公立私立保育園ともに、各園の特色を生かし、地域交流やマイ保育園事業など、子育て支援に取り組んでいます。ご意見を踏まえまして、より多くの施設に広がるよう、事業の周知に努めてまいります。

次に18番でございます。「各園について、未就園児に対しての、取組を行っていただいておりますが、保護者が積極的に情報収集を行わない場合は、見過ごされてしまっていると思います」とのご意見を受けまして、例年、市川市ホームページにて、地域交流、マイ保育園登録事業について掲載させていただいておりますが、通年の子育て相談に加え、昨年度から各園の門扉やフェンスに保育士から手づくりおもちゃの作り方や、触れ合い遊びの紹介、栄養士からの手づくりおやつレシピ、また、施設の食事のメニュー、看護師からは、感染症の予防について等、保育園から地域に向けて発信しております。今後、より身近な存在となり、支援ができるようにしてまいります。今後も引き続き支援の発信方法について検討してまいりたいと考えております。

最後に19番でございます。「従前より、私立幼稚園と市川市の協議の中で、公立幼稚園は未就園児教室や延長保育など、いわゆる保育本体以外の機能は有さないという確認をしております。これはもともと、公立幼稚園の設置が私立幼稚園の補完であったという経緯によるものですが、今も変わらないと認識しております」とのご意見をいただきました。公立幼稚園ではご認識の通り、未就園児教室や延長保育については、行う予定はございません。以上でございます。

#### ○高尾会長

それでは、「(3)家庭・地域における子育て支援」について事務局から説明がありましたけれども、いかがでしょうか。ご意見があればお願いいたします。いかがでしょうか。緑谷委員何かございますか。

#### ○緑谷委員

緑谷です。19番は、私も今ご説明があった通りと認識をしております。ぜひ、全市的に公私のリソースをうまく使って、すみ分けをしながら今後も幼児教育活動の発展のために寄与したいと私立幼稚園団体としても思っております。また先ほど、石原委員から特別な配慮を必要とする幼児への支援についての発言がありまして、現場でも石原先生が先ほどおっしゃられたようなところを感じる場合がございますので、発言していただいて、私たちも大変うれしく思いました。ぜ

ひその点も、ご配慮いただいて訪問指導等お忙しい中とは思いますが継続していただければと思います。以上でございます。

○高尾会長

それでは他に、「(3)家庭・地域における子育て支援」につきまして、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、「(3)家庭・地域における子育て支援」については、審議を終わりたいと思います。

次に、「(4)職員の資質・専門性の向上」について審議をいたします。委員の皆様より、ご意見がありましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○藤井こども施設運営課副参事

こども施設運営課です。20番と22番のご意見にお答えいたします。まず、20番、「研修を受けるための人的確保が必要ではないか」というご意見をいただきました。現在、オンライン研修を中心に実施し、園を離れなくても、職員が交代で参加できるよう、引き続き進めていきたいと考えております。また、今後も多くの職員が学び、資質向上に向けて、研修の方法を検討してまいります。

次に22番です。「職員の方の研修などは、適切に行っていただけていると思います。公開研修会、公開保育への相互参観の推奨は非常に有効だと思います。可能であれば、参加希望する保護者も参加できる機会があれば、より幼児教育の向上につながると思います」とのご意見をいただきました。現在は、職員が学んだ内容を保護者向けに保護者会や園だより等で伝えていきます。保護者の参加等につきましては、ご意見を踏まえ、今後の運営に生かしてまいりたいと思います。以上でございます。

○高尾会長

それでは「(4)職員の資質・専門性の向上」について事務局から説明がありましたけれども、委員の皆様からのご意見を伺いたいと思います。特に現場の園長先生の、意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

村上委員はいかがですか。あるいは、渡邊委員いかがでしょうか。

○村上委員

村上です。研修は公私ともにやれるものが望ましいと思います。以上です。

○駒副会長

駒です、よろしいでしょうか。研修の充実のところから4行下の「教育課程の改善・充実に向けたカリキュラム・マネジメント」というところですが、最初の研修の充実のところは教育・保育の質向上ということなので、ここも教育課程だけでなく、「教育・保育課程」とされてはいかがかなと思います。以上です。

○高尾会長

事務局では、そこはいかがですか。

○野口指導課長

指導課です。ご指摘ありがとうございます。その方向で検討したいと思います。

○高尾会長

それでは、他にご意見があればお願いいたします。宮下委員、保護者もそういう研修会に参加できると、そういった希望などはありますでしょうか。

○宮下委員

宮下です。ぜひそういう研修等をちょっと見てみたいと思います。

○高尾会長

はい。ぜひあればね、保護者もそういう感じで一緒に参加して、研修を受けたいというようなことですね。

○宮下委員

はい。

○高尾会長

そういう機会を持っていくということは非常に重要なことだと思いますが、現場の園長先生の意見はいかがでしょうか。

○川久保委員

川久保です。現場の研修としましては、6ページにありますように、OJTを基盤とした、園内研修の充実等に努めております。またこの公開保育に関しましては、職員間を中心に、お互いに保育を参観し合うことで、その後の保育につなげていけるようにと考えております。保護者の方の参加につきましては、オープンスクールという形で、園の保育の様子をご覧いただき、保育の向上に努めていきたいと考えております。以上です。

○高尾会長

それでは他に、ご意見はありますか。緑谷委員、私立の場合の研修というようなことも含めていかがですか。

○緑谷委員

はい、緑谷です。職員の研修については、昨年のコロナ禍以来、オンラインの研修というのが進みまして、これはよかった面かなと捉えております。移動時間が減ることと、途中で若干離席もしやすいということで、職員も大変助かっているように思います。また、幼保や公私という括りなく、先ほどの特別支援のところでもあったように、福祉、教育というように分けること自体、特に未就学児の場合にはもう必要ないと思いますので、相互開放がさらに進み、参加の機会が多くできるというのは良いことではないかと考えております。以上です。

○高尾会長

それでは、「(4)職員の資質・専門性の向上」につきましては、研修の充実の部分の4行目を「教育・保育課程」というように、訂正させていただきたいと思います。それでは「(4)職員の資質・専門性の向上」については審議を終了いたします。

次に、「(5)教育環境の整備」について審議いたします。委員の皆様よりご意見がありましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○野口指導課長

指導課です。指導課からは23番と29番についてお答えいたします。まず23番でございます。地域人材の活用事例についてご質問をいただきました。現在、地域人材の具体的な活用例としましては、例えば地域に畑を借りて、そこに園児達が地域の方々と一緒に、じゃがいもの栽培、収穫等をするということを行っております。また、園児の祖父母や地域のお年寄りに声をかけて、園に遊びに来ていた

だいて、七夕まつりの飾り作りや、お正月遊びなどを一緒に行うなどの活動をしています。

続きまして29番でございます。公私の情報共有について、ご意見をいただいております。公私間での情報共有や、教育委員会事務局とこども施設入園課との連携は、今後も積極的に進めていきたいと考えています。新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖実施の連絡等については、当該学校から近隣の保育施設すべてにご連絡をすることは、園の数も大変多く、難しい状況にあります。現在の状況においては、各園の新型コロナウイルス感染症対応等の方針に従って、該当される保護者が弟さんや妹さんの在籍する園に、直接ご連絡いただくことが適切ではないかと考えているところでございます。以上でございます。

#### ○藤田こども施設運営課長

では、引き続き、こども施設運営課からは、ICT環境についての、24番から27番の4点のご質問・ご意見についてお答えいたします。こちらは、ICTの活用の内容、あるいは、活用するための職員の研修の必要性といった内容でございますが、一括してお答えをさせていただきます。幼児教育においては幼児期の直接的、具体的な体験が大切であるということがございますので、あくまでもICTの活用は補完的であると認識しております。この活用方法につきましては、各施設により、機器の整備状況も異なっており、また、この基本方針では全施設での活用を示すものではございませんので、園の運営方針や、指導方針により、必要に応じて検討をしていくべきものであると考えております。例えば、ある施設にタブレット等が整備をされているとした場合、動物園に遠足に行って、具体的な体験をされた後に、他の動物について調べる時に補完的にICT機器を活用する。あるいは、園内で植物の育成を行っている場合、四季でどのように成長するのか、また種ができるまでの様子をデジタルで見せるなどといったような活用が園によってできると考えております。また、公立園での整備あるいはインターネットの情報共有を、一斉に行う必要があるのではないかとのご意見をいただいておりますが、この点につきましては、やはり、公平性を踏まえ、個別対応が難しい部分があると考えております。以上でございます。

#### ○高尾会長

それでは、「(5)教育環境の整備」について、事務局から説明がありましたけれども、委員の皆様からの意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、他に意見がないようですので、審議を終了いたします。

次に、「(6)関係機関相互の連携強化」について審議を行います。委員の皆様よりご意見やご質問がありましたので、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○藤井こども施設運営課副参事

こども施設運営課です。30番についてお答えいたします。「現状では、情報の共有がほぼない状態なので、同じ職種での研修(園長、主任、保育士、看護師、栄養士等)を行ってほしい」とのご意見です。現在、職位別や専門職別の研修を実施しておりますが、今後も引き続き、多くの方が参加できるよう、研修の開催方式や、専門職別の研修の計画など、周知工夫をまいります。以上でございます。

#### ○野口指導課長

続きまして、指導課です。35番と36番についてお答えをいたします。35番は「人的配置について両部において検討とはどのようなことか」とのご質問でございます。こちらは、両部において必要となる職務や配置について検討して、所管課が

任命をするということで考えております。

36番は「幼児教育アドバイザーの範囲は幼稚園に限られるのか」とのご質問でございます。幼児教育アドバイザーは幼稚園に限らず、保育所、こども園を含め、域内の希望するすべての幼児教育を行う施設を訪問することを考えております。訪問の際には教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行うということを想定しています。指導課からは以上です。

#### ○杉山こども家庭支援課長

37番について、こども家庭支援課からお答えいたします。「個人的にも虐待発見や通報には取り組んでおりますが、一時通報場所は市川市なのか、市川市でもどこなのか、児童相談所なのか、警察なのか、よくわからないという方が多いようなので、一次通報場所はこども政策部内だと思われることから、通報の際のチャートを示していただけると良い」とのご意見でございます。市内の児童虐待の通報受理機関は、市川市こども政策部こども家庭支援課(こども家庭支援センター)と千葉県の間接である市川児童相談所の2ヶ所でございます。市が一時的な窓口となっておりますので、児童虐待の相談や通告を、まず、こども家庭支援課にご連絡をいただければと思います。ただし、虐待の程度が非常に重い場合、また性的虐待等が強く疑われる場合は、直接市川児童相談所にご連絡ください。また、17時以降の夜間や土日祝日につきましては、市川児童相談所が窓口となっております。今後わかりやすいフローチャートを準備させていただいて、周知をさせていただければと思います。以上でございます。

#### ○高尾会長

それでは、「(6)関係機関相互の連携強化」につきましては、事務局から説明をいただきましたけれども、ご意見ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。以前からいわゆる公立と私立の垣根の問題が出ておりましたけれども、緑谷委員いかがでしょうか。

#### ○緑谷委員

緑谷です。どうしても課や部を跨ぐと横のつながりが、特に市民側からしますと、役所にさえ言えば、役所の中で情報が共有されているという意識が強いのですが、必ずしもそうではないことを実感しております。ただそれを批判するつもりはなく、より相互にいろいろな意味での効率化を図るためにも、ある程度そこが簡素化され共有されていくと良いのではないかと前向きに思っております。29番に関連しますと、当園の場合には保護者がわりと教えてくださるので対応に困ることはないのですが、実際に近隣の幼稚園さんではその情報が全くなく、弟妹関係を結果的に早退させるのが遅れ、他の保護者からご意見をいただいたと聞きました。新型コロナウイルスに陽性となってしまった子どもたちも仕方がないことですし、クラスメイトであること、弟妹であること、全くそれは仕方がないことなのですけれども、その後、いわゆるコロナいじめの状態になることが一番よくありません。そういうことを防止する意味でも、小学校の校長の裁量に任せられているというお話はいろんな場面で伺うのですが、そうであれば、学校長には教育委員会から指導をして、こういう場合には、保護者に、自分の通っている弟妹関係の幼稚園や保育園にはすぐ伝えてくださいというような注意をいただければ良いのではないかと考えております。現状は校長先生しだいということなのですが、小学校から連絡が来たことは当園でもないですし、全部保護者を通じてという状況ですので、保護者からすると、なんで小学校から幼稚園に伝わっていないのかというような、やはり事情を知らない人たちにはそういうふうな思うところはいたしかたないので、聞かれるたびに、「すみませんちょっと確認が遅れ

て」というような返答はしておりますけれども、全体的には市民の利益を損ねることにもつながると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

○高尾会長

それでは、私からの質問です。児童虐待は非常に深刻で、重要な問題だと思うのですが、例えば虐待の事例を警察に連絡をすると、警察から児童相談所や市に連絡があるのでしょうか。

○杉山こども家庭支援課長

こども家庭支援課でございます。警察に通報のあった児童虐待の相談は、同じ県の機関である市川児童相談所に連絡が入ることになっております。以上でございます。

○高尾会長

児童相談所に連絡が入ること。そうしますと児童相談所から市には連絡はあるのでしょうか。

○杉山こども家庭支援課長

こども家庭支援課でございます。当児童相談所に入った相談につきましては、児童相談所が判断して、市で支援することが適切と考えた場合は、市川市に連絡が入ることになっております。以上でございます。

○高尾会長

はい、そのようになっているのですね。やはりそこで連携を強化するということが、いわゆる児童虐待の防止にもつながっていくことになりますので、ここは連携強化が非常に重要なので、フローチャートをきちんと示して、市民に情報提供をお願いするというようなことも含めて進めていく必要があるかと思ひます。野田で起こった事件を繰り返さないためにも、そのような連携強化が求められているのだらうと思ひますので、積極的に連携強化を進めていくということが必要だと考えております。よろしくお願ひいたします。

それでは「(6)関係機関相互の連携強化」につきましては、これでよろしいでしょうか。それでは、他に意見がないようですので、審議を終了いたします。

それでは次に進めてまいります。「4 方針の具現化に向けて」について審議を行います。委員の皆様よりご意見がありましたので、事務局から説明をお願ひいたします。

○野口指導課長

はい、指導課です。39番のご質問にお答えいたします。本方針の見直しの時期についてご質問をいただきました。本方針の見直しについては、社会の変化に伴って、新たな答申や、あるいは幼稚園教育要領等の改訂が行われた際など、必要に応じて行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○高尾会長

「4 方針の具現化に向けて」につきまして、事務局から説明がありました。委員の皆様からの意見をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、他に意見がないようですので、審議を終了いたします。

それでは最後に、「脚注及びその他、全体」につきまして、委員の皆様よりご意見ご質問をいただきましたので、審議を行います。事務局から説明をお願ひい

たします。

○野口指導課長

指導課です。40番及び42番、44番についてお答えをいたします。まず40番でございます。特別支援教育コーディネーターの巡回先についてのご質問でございます。特別支援教育コーディネーターは、本来、各校における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担っています。基本的には他校、他園への巡回は行っておりません。ただし、県立市立の特別支援学校の特別支援教育コーディネーターは、要請があれば、幼稚園、こども園、保育所にも伺っております。

続きまして42番でございます。「幼児教育の抱える大きな課題ということで、小学校教育への円滑な接続並びに障がいのある幼児など特別な配慮を必要とする子どもへの支援の2本柱の解決に向けてという姿勢をもう少し前面に押し出した方が良いのではないか」とのご意見をいただきました。幼児教育に対する特に大きな課題は、ご指摘の二つだと事務局も考えております。ただ、課題は、それだけにとどまらず、大変複雑化、多様化しておりますので、さまざまな視点からの課題解決に向けた取組ということで、方針ではお示しをしているところでございます。

最後に44番でございます。「小学校教育との円滑な接続に関して具体的にどのような問題が起きているか」というご質問でございます。質問の3番で少し触れさせていただきましたが、入学後、新しい環境に戸惑ってしまい、不安感などから起こる不適応行動が見られます。例えば授業中に席を立ってしまう、友達に手が出てしまう、大声を上げてしまうなどのような行動が見られることがございます。以上でございます。

○高尾会長

それでは、脚注及びその他、全体につきまして事務局から説明がありましたけれども、委員の皆様方からのご質問、ご意見がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

私の方から1点、脚注のところ、ICT環境につきまして、脚注を入れてはどうだろうかと思えます。説明がなかったことから、読んでおきまして具体的に何を言うのかということがわかりづらかったので、入れておいた方が、望ましいと思います。ご検討ください。

他にご意見はありませんでしょうか。皆様方のご意見を全体的によく整理されて、文章も特に問題ないというふうを考えておりますけれども、いかがでしょうか。石原委員いかがでしょうか。

○石原委員

はい、石原です。全体的なまとめは非常によろしいかと思っております。1点質問をお願いします。先ほど吉田委員より、医療的ケア児の入園に関するご質問がありました。その中で、看護師を1施設に1名配置していく方針というお答えでしたが、6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が制定されましたので、看護師がいない園には医療的ケア児は入れないと認識しています。それを踏まえた上で、そうするとどうなっていくのかといいますと、逆に申しますと、看護師が配置されている園にしか、医療的ケア児は入園できないということになっていくのではないかと思いますのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○高尾会長

医療的ケア児に対して、看護師を配置しない園では、医療的ケア児は入園でき

ないのではないかとということですが、事務局から説明をお願いいたします。

○藤井こども施設運営課副参事

はい、こども施設運営課です。現在、医療的ケアが必要なお子様をお預かりしている施設については看護師の配置がされております。今後、医療的ケア児受け入れにつきましても、看護師の配置が望ましいですが、医療的ケアの状況がさまざまございますので、そのケアの状況により、保育士でも研修を実施した上で受け入れられる医療的ケア児がいるというようなケースでは、研修の充実徹底を行っていかないと、看護師以外の処置はできないということになりますので、その辺りは研修を進めながら、今後検討していくというところで、現在の段階では、やはり、看護師の配置がされている施設での安全な受け入れが望ましいと考えております。以上でございます。

○高尾会長

はい、石原委員、今の説明でよろしいですか。

○石原委員

はい、わかりました。

○高尾会長

他にご意見がありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。他に、まだもう少し時間がありますので、ご意見ご質問があればお願いしたいと思いますが。緑谷委員いかがですか。

○緑谷委員

緑谷です。私もすべて拝見して、とても良くできていると感じました。今後、国で選挙があると、おそらく「こども庁」とか「こども省」といった省庁が検討されるのかなと思うのですが、途中の議事録を拝見しておりますと、恐らく特別支援と特に保護者向けの相談機能というのが大きな柱になってくると思われまます。市川市でもそうしたところを、今回の内容にも大きく含まれておりますので、先取りしていかれるというのは、大変貴重なのではないかなと思っております。またあと1点、特別支援のところ、いつもこういった市のご回答を拝見しておりますと須和田の丘支援学校があまり登場してこないように思うのですが、市川市として須和田の丘支援学校はすごく大事な施設であると思っております。うちの園でも何回も職員向けの巡回を、お子さんを通してアドバイスするという形で来ていただいておりますが、力強い助けになると思っておりますので、最後に付け加えさせていただきます。ありがとうございます。

○高尾会長

それでは、全体的なご意見ご質問がありましたら、この際お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。駒副会長、何かございますか。

○駒副会長

はい、とてもよくわかると申しますか、内容が盛り込まれていると感じております。アプローチカリキュラムとかスタートカリキュラムを持っていて、それを活用するためには、やはりカリキュラム・マネジメントをいかにきちんとしていくかということが、大事だと思っておりますので、そこをうまく教育委員会、そして、市部局が連携していただけると、もっと充実していくのではないかと感じております。以上です。

○高尾会長

はい、それでは順番に伺ってまいります。松尾委員いかがでしょうか。

○松尾委員

はい、松尾です。資料を拝見した時に、とてもよくできた資料でしたので、特に質問も意見ありませんという感じで私は答えてしまったのですが、皆様の意見を伺っていて、いろいろ細かい点を確認することができて、私が勉強させていただく良い機会になり、とてもありがたかったです。ありがとうございました。以上です。

○高尾会長

それでは川久保委員いかがでしょうか。

○川久保委員

はい、川久保です。この資料を基に、幼稚園としては、これに準じて保育内容の充実をしていけいかなければいけないなど、改めて強く感じております。

○高尾会長

それでは次に、宮下委員いかがでしょうか。

○宮下委員

はい、宮下です。自分の知らないところも、多々あって、基本方針を見て知ったことも結構あったので、勉強になりました。ありがとうございました。

○高尾会長

はい。村上委員いかがでしょうか。

○村上委員

村上です。私も基本方針としてはとても素晴らしいものだと思いますが、43番のご意見にもありましたように、やはり現場の声を拾い上げていただいて、現状に合わせたものを作成していただけるととても良いかなと思います。

あと、ICTに関しての要望ですが、まず行政が積極的に取り入れていただければと思います。本日の会議でも、会場PCの音声はとても聞きづらく、会場の声が私のところにはあまり聞きとれない状況で、受け答えにも苦慮しましたので、まず、行政の方も一緒に取り組んでいただけると、とてもありがたいと思いました。以上です。

○高尾会長

はい。それでは関根委員いかがでしょうか。

○関根委員

はい、関根です。保護者視点で言うと、同じ市川市なのに私立公立、保育園幼稚園ということで通っている場所が違うだけで情報の差があったり、研修の提供に差があったりというのは、不安を覚える点ですので、ぜひ引き続き対応をお願いしたいなと感じました。以上です。

○高尾会長

はい、それでは渡邊委員いかがでしょうか。

○渡邊委員

はい、渡邊です。とてもよく整理されていて、わかりやすいものだなという印象で読ませていただきました。内容的には、とにかくさまざまな子どもを取り巻く施設、行政と連携をしなければいけないということを強く感じましたので、ここに記されていることを大切にしながら、いろいろな、機関、施設と連携を強めていきたいなという思いです。ありがとうございました。

○高尾会長

佐藤委員いかがでしょうか。

○佐藤委員

はい、佐藤です。文章の上ではとても理想的な案ができていると思います。あとはこの案を元に今後いかに運営をしていくか、またその運営していく中で出てくる問題をいかに早く的確に改善していくことが、大切なのではないかなと思いました。以上です。

○高尾会長

はい。それでは、佐々木委員いかがでしょうか。

○佐々木委員

はい。稲越の佐々木です。本日はお世話になりました。就学前の施設と小学校はそれぞれ違いもあります。また、公立私立という違いもありますけれども、市川市の大事な未来を担う子どもたちが育つ場所としては、連携を取り合って協働していくことが一番大事ではないかと思います。今までは小学校に行くには少し垣根があるというお話も聞きましたけれど、今回の学習指導要領の改訂で、保育・幼児教育と小学校の垣根が今まで以上に低くなると思いますので、それぞれのよさを生かして、互いをリスペクトしながら、これまでの固定概念を捨てると言いますか、そういったことも大事ではないかと思います。次に、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムについてですが、低学年の教師だけがわかっているのではなくて、各校が、学校全体として大事に使っていかないと、受け入れる側として、小学校は責任重大でございますので、研修も充実させてやっていきたいと思います。小学校のICTの現状としましては、1人1台の端末が4年生以上に配布されているのですが、まずは環境整備を教育委員会でしていただき、情報担当を中心に、教職員は誰も取り残されないように研修を計画的に行っています。ただ、やはり子どもたちの方が扱い方、操作はとても上手です。不安よりも、まずやってみることが大事だなと思っています。また、先ほど、緑谷委員からもお話がありました。本校の1階に須和田の丘支援学校の小学部がございまして、特別支援コーディネーターさんに、配慮が必要なお子さんたちの状況を見ていただくなどきめ細やかに対応して下さっております。力強い頼りになるコーディネーターさんたちなので、ぜひともつながりを持っていくと良いのではないかと思います。また、本校は、須和田の丘の小学部の皆さんと交流及び共同学習を行っております。残念なことにコロナ禍で制限がある中で思うようにいけない状況ですが、できることを工夫して、今後も行っていきたいと思っています。小学校との接続がうまくいくように、小学校長としても責任をもって校長会でも協議していきたいと思いました。今日は本当にありがとうございました。以上です。

○高尾会長

それでは、吉田委員いかがでしょうか。

○吉田委員

はい、吉田です。私は幼児教育全般については、発言ができないのですが、先ほどの医療的ケアについては、石原委員のお話もありまして、一応回答はいただけたと思っています。ただ医療が絡んでくる、特に人数が少ない子どものケアをしようとした場合、どうしても、コストの問題とか、割が合わないものが多いです。そういった点は、やはり市の方からの、金銭的なことも含めた何らかの支援があるなどといった仕組みがあると良いのではないかと考えております。以上です。

○高尾会長

はい、それでは審議の中で、最後の脚注及びその他全体については、了解を得たということで判断いたします。そして全体的にも、文章のところでも若干の訂正追加があったというように思います。事務局で対応をお願いいたします。

○野口指導課長

はい。指導課でございます。ご審議いただきましてありがとうございました。今回、貴重なご意見をたくさんいただきました。今回お答えできなかったご意見につきましては、今後、施策の中で、いただいたご意見を生かしていくように努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○町田教育総務課長

引き続き、事務局からでございます。本日も長時間にわたるご審議ありがとうございました。また、オンライン会議、初めての試みでございましたが、一部不具合がございまして、大変申し訳ございませんでした。本日の会議録は、作成しだい、委員の皆様にご確認いただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

次回、第3回幼児教育振興審議会は11月16日を予定しております。幼児教育基本方針の答申をいただきたいと存じております。詳細等につきましては、後日送付させていただきますので、次回もどうぞよろしくお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

○高尾会長

初めてのオンラインでの会議ということがありまして、なかなか上手くいかなかった点もありましたけれども、全体的に、審議については上手くいって終了したということになります。それではこれをもちまして、第2回市川市幼児教育振興審議会を終了いたします。2回目のオンライン会議ではうまくいくかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。